

合同調整会議
平成 28 年 4 月 14 日
保健管理課

【関連会議】(選択)

その他 【議題No】 事務局で付与

「ストレスチェック制度」及び「化学物質リスクアセスメント」の実施について

趣旨
労働安全衛生法の改正に基づき、教職員を対象とした「ストレスチェック制度」及び「化学物質リスクアセスメント」の実施について情報提供します。

【法改正の概要】

精神障害を原因とする労災認定件数の増加や、化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生等、社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実し、労働災害を未然に防ぐため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布(平成 26 年 6 月)されました。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第325号)概要

趣旨
労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号。以下「改正法」という。)附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日(平成26年6月25日)から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。本政令は、公布の日からそれぞれ6か月以内、1年以内又は1年6か月以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。
改正内容
(1) 化学物質のリスクアセスメントの実施 ○ 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施を事業者の義務とする。
(2) ストレスチェック及び面接指導の実施 ○ 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を事業者に義務付け。(労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務) ○ 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。
(3) 受動喫煙防止措置の努力義務 ○ 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。
(4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応 ○ 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。(計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。)
(5) 外国に立地する検査機関の登録 ○ 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとする。
(6) 第88条第1項に基づく届出の廃止 ○ 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出(法第88条第1項)を廃止。
(7) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定 ○ 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
施行期日
(6)、(7)の施行期日 平成26年12月1日
(3)、(4)、(5)の施行期日 平成27年6月1日
(2)の施行期日 平成27年12月1日
※(1)化学物質のリスクアセスメントの実施については、法律の公布日から2年を超えない範囲で、別途制定する。
施行期日 平成 28 年 6 月 1 日

■「ストレスチェック制度」の実施について

1 制度の趣旨等

労働安全衛生法に基づき、平成 28 年度から、本学に勤務する原則全教職員（市派遣職員を含む）を対象として、「心理的な負担の程度を把握するための検査」及び「その結果に基づく医師による面接指導の実施等」（「ストレスチェック制度」）を実施します。

(1) 制度の目的

教職員のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防^{*1})を強化すること。

[*1]教職員自身のストレスへの気づき及び対処の支援並び職場環境改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然防止すること。

(2) 制度の概要

①質問票には、国が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」の 57 項目を用います。

これは、自分の心理的な負担の程度がどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査で、医師、保健師等が実施します。

②事業者は、検査の結果^{*2}、高ストレスと判定された教職員から申出があった場合、

医師による面接指導を行います。また、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じて就業上の措置等を行います。

[*2]受検の有無や結果等の個人情報^は、教職員の同意がない限り、事業者には提供されません。

また、受検の有無や結果、面接指導の申出の有無等による不利益取扱は禁止されています。

③一定のまとまりをもった部・課等の集団について、集計・分析を行います。

(3) 実施方法

厚生労働省の指針・マニュアル等を参考に策定した「公立大学法人横浜市ストレッチェック制度に関する要綱」に基づき、実施します。

対 象：法人職員、市派遣職員、再任用職員、嘱託職員、外部資金等により雇用される非常勤職員・特任教員(1 週間の所定労働時間が通常の 4 分の 3 以上の者)。受検は任意ですが、専門医療機関に通院中などの特別事情がない限り、受検することが望ましいとされています。

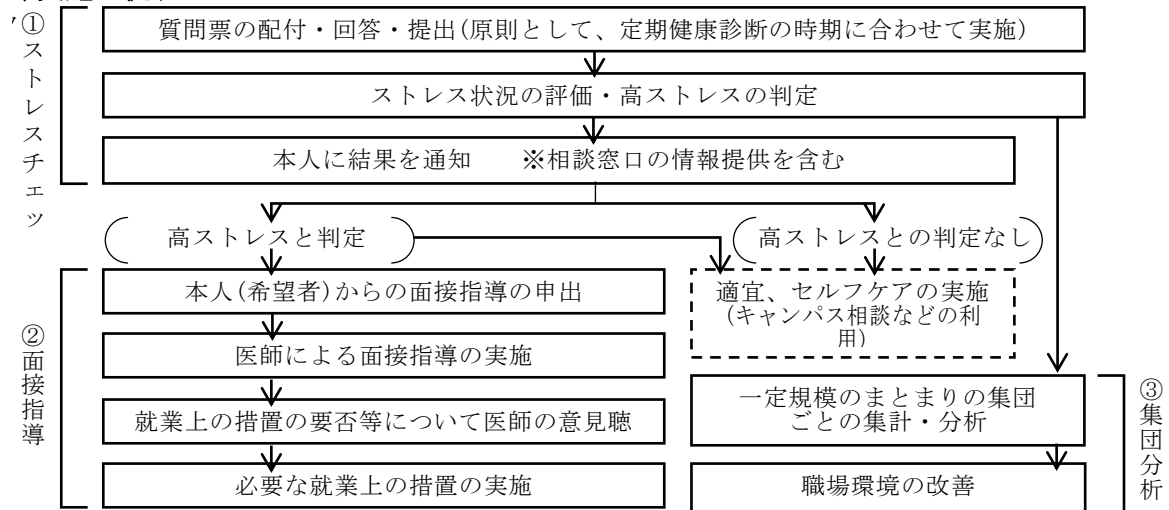
実施者：保健管理センター・各セグメントの健康管理室に所属する医師、保健師、所定の研修を受けた看護師、または、保健管理センター長から指名された医師とします。

方 法：定期健康診断の時期に合わせ、年 1 回、実施します。本学で行う健康診断を受診しない教職員は、所定の期日までに所定の窓口に回答済の質問票を提出します。

質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま あ だ	ち や が う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさん仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱい	1	2	3	4
⋮				
あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

(4) 実施の流れ



2 経過・スケジュール

平成 27 年 7 月頃～ 関係所管とのワーキング、安全衛生委員会等にて意見交換

12 月 1 日 改正労働安全衛生法 施行 ⇒ 施行日から 1 年以内の実施

平成 28 年 3 月 1 日 公立大学法人横浜市ストレチェック制度に関する要綱 施行

4 月～ 学内周知

8～10 月 教職員定期健康診断に合わせて実施

3 各所属の教職員への周知のお願い

「ストレスチェック制度」の趣旨等について、各所属の教職員に周知をお願いします。

■ 「化学物質についてのリスクアセスメント」の実施について

1 制度の概要

①一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{*3}による危険性または有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。

[*3]安全データシート(SDS)の交付義務対象である 640 物質。

②事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{*4}があるほか、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{*5}となります。

[*4]労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等に規定がある場合、それらに基づく措置を講じる。

[*5]法令に規定がない場合は、結果をふまえた事業者の判断により、必要な措置を講じる。

2 経過

平成 27 年 9 月頃～ 関係所管とのワーキング、安全衛生委員会(八景)等にて情報共有

平成 28 年 2 月 22 日 横浜市主催化学物質リスクアセスメント研修参加(各セグメント衛生管理者)

6 月 1 日 改正労働安全衛生法 施行

3 協力のお願い

該当する教職員の方々には、リスクアセスメント実施へのご協力をお願いします。